

奈良県と橿原市との新たなスポーツ拠点施設整備  
についての協議に関する覚書

1 協議の場の設定

奈良県（以下「甲」という。）及び橿原市（以下「乙」という。）は、橿原公苑と橿原運動公園を一体と捉えた新たなスポーツ拠点の整備に関し、甲及び乙が協議を行う場を設定する。

2 協議事項

- ・ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の奈良県開催に向けた主会場の整備に関する事
- ・ 中南和地域の活性化を目指す地域振興拠点の整備に関する事
- ・ 運動・スポーツの振興と健康増進を目指すスポーツ拠点の整備に関する事
- ・ 地域の防災拠点に関する事

3 協議の進め方

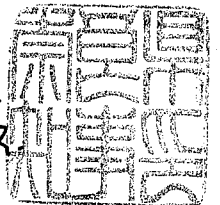
- 1) 甲は乙に対し、橿原公苑と橿原運動公園におけるスポーツ拠点施設整備の考え方を示す。
- 2) 乙は、上記に関する甲の考え方について検討した上で、乙の考え方を示す。
- 3) 甲及び乙は、双方の意見を尊重し、誠実に協議する。

以上のことに合意の上、この覚書を締結するものとし、その証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和2年 8 月 4 日

甲 奈良県  
奈良市登大路町 30 番地  
奈良県知事

荒井 正春



乙 橿原市  
橿原市八木町 1 丁目 1-18  
橿原市長

亀田 忠彦

